**第５票　騒音レベル定期及び臨時検査票**

　　　　令和　　　年度　　　　　　 　学校名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　測定日時　令和　 　年 　　月　 　日（ 　 ） 　天候

測定場所　　　 年　　 組　　 　教室　　　　　　　　　　時　　　分

測定者 職名　　　　　　　氏名

* **定期**
* **臨時**

**騒音レベル**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学校長 |  | 学校薬剤師 |  | 保健主事 |  | 養護教諭 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 騒音環境 |  | | 騒音源 | | 日常の学校生活より、騒音について聞き取りをする。この際、日常点検の結果を十分に活用すること。  （騒音源）校内：児童生徒の声、音楽授業、室内の換気扇やエアコンの異音等  校外：工場の稼働音、自動車の交通騒音等  注）救急車のサイレン音など突発的な騒音源は、測定対象にしない。 |
| 校内 | | 無・有（　　　　　　　　　） | |
| 校外 | | 無・有（　　　　　　　　　） | |
| 等価騒音レベル  騒音計型式： | ※授業が行われる日の授業が行われている時間帯において、室内には児童・生徒がいない状態で測定 | | | | 基　　準 |
| 窓閉 | 窓側 | | ｄＢ | 窓を閉めている時  等価騒音レベルはＬAeq 50dB以下であることが望ましい。 |
| 廊下側 | | ｄＢ |
| 窓開 | 窓側 | | ｄＢ | 窓を開けている時  等価騒音レベルはＬAeq 55dB以下であることが望ましい。 |
| 廊下側 | | ｄＢ |
| 指導助言事項 |  | | | | |
| 備　　　　考 | 騒音レベルの測定結果が著しく基準値を下回る場合、内外の環境に変化が認められない限り、次回からの騒音レベルの測定を省略することができる。この場合の測定値は、窓閉め時４５ｄＢ以下．窓明け時５０ｄＢ以下をいう。 | | | | |

　騒音環境を調査後、騒音レベルを測定

（令和7年4月1日改訂）